

学校教育における生徒指導上の諸問題の変遷と今後の対応について

和田 隆明

要 約

子どもと保護者を取り巻く社会環境は時代とともに変化しており、それに伴って学校教育現場における生徒指導上の諸問題も多岐に及んできた。とりわけ、学級崩壊、いじめ、不登校といった諸問題は、メディアの普及、なかでも SNS の登場によって問題が各所に拡散してしまうことで社会問題としても大きくクローズアップされるようになった。

本稿では、上述した諸問題が、どのような変遷をたどって今日に至ったかを歴史的に概観するとともに、それらに対する適切で有効な指導方法とはいかなるものかについて考察する。やや具体的には、教師が日常から児童生徒と自信をもって向き合うための糸口になるキーワードを列挙しながら、生徒指導の方法について理論および実践の両面から論じる。

キーワード

問題行動の低年齢化　　登校強制　　不登校　　情報の隠蔽　　情報の開示

はじめに

子どもと保護者を取り巻く社会環境は時代とともに変化しており、それに伴って学校教育現場における生徒指導上の諸問題も多岐に及んできた。とりわけ、学級崩壊、いじめ、不登校といった諸問題は、メディアの普及、なかでも SNS の登場によって問題が各所に拡散してしまうようになり、社会問題としても大きくクローズアップされるようになっている。多くの教師がこれらの諸問題への対応に日々苦闘しているが、どれだけ真摯に対応しても、その変化についていくことは膨大な時間と手間、そして努力を必要とする。

また、一般論においてはともかく、個別具体的な案件に対しては絶対の正答はないといってよく、自然、それぞれの案件ごとに適切な対応を図っていくということにならざ

るを得ない。

本稿では、上述した諸問題が、どのような変遷をたどって今日に至ったかを歴史的に概観するとともに、それらに対する適切で有効な指導方法とはいかなるものかについて考察する。やや具体的には、教師が日常から児童生徒と自信をもって向き合うための糸口になるキーワードを列挙しながら、生徒指導の方法について理論および実践の両面から論じる。

1. 学級崩壊

(1) 学級崩壊の定義と問題の推移

1999 年 2 月に当時の文部省が、「学級崩壊」と呼ばれる現象について実態を把握するために調査研究を委嘱した学級経営研究会の最終報告書においては、「子どもたちが

教室内で勝手な行動をして教師の指導に従わず、授業が成立しないなど、集団教育という学校の機能が成立しない学級の状態が一定期間継続し、学級担任による通常の方法では問題解決ができない状態に立ち至っている場合」を「学級がうまく機能しない状況」と捉えている¹。

1950年代後半、対教師暴力が多発し、当時の文部省が「学校における暴力事件の根絶について」という通知を出している²。

1970年代には、大学紛争ならぬ高校紛争の風が吹き、多くの高等学校で一部の過激な生徒による教室封鎖や施設・設備の破壊・放火等が頻発した。大学紛争の影響を受け、生徒心得の撤廃、職員会議の公表などといった「教育要求」を掲げ、行動はエスカレートした。しかし、あまりに過激で暴力的であったため、一般の生徒の支持は得られず、教育行政側の強硬な対応（警察力の導入と関係生徒の処分）によって収束していった。

1970年代後半になると、高校紛争のような具体的な要求を持たない「校内暴力」が全国の中学校を席巻した。トイレ等の破壊、教室への放水、教師への暴言・暴力、級友への恐喝・暴力、校内でのシンナー吸引などの行為が各地で起こった。教師の過労死、更には暴力行為に対抗しようとした教師が生徒を刺すという事件³まで発生した。

やがて1990年代に入ると、学校単位ではなく学級単位での問題として学級崩壊が登場てくる。

以上に見てきたように問題が推移するなか、子どもとの関わり方や接し方、学級経営における指導方法の見直し、保護者や地域住民との協力関係の強化など、学校教育現場や教育行政による様々な努力がなされて

きた。

文部科学省初等中等教育局児童生徒課が2019年10月に発表した調査結果を見ると、学校の管理下における暴力行為発生件数は、中学校・高等学校においては減少もしくは横ばい傾向にあるが、小学校においては急増しており、問題行動の低年齢化が浮き彫りとなっている⁴。

(2) 学級崩壊への対応のために

時々によって変化していく人間関係や社会関係のなかで、学級の秩序を維持し、適切に経営していくことの困難さは増すばかりである。

とはいっても、教師として最低限、押さえておきたいのは、今まで当たり前と信じてきた指導法でも不斷に見直し、特定の観点からの評価に囚われないこと、そして常に目の前の子どもたちを取り巻く社会環境の変化を敏感に感じとりつつ、一人一人に合わせた接し方を研究することである。荒れる子どもたちに対して、あきらめることなく根気よく対応することが必要である。

2. いじめ

(1) いじめの定義

2013年に公布されたいじめ防止対策推進法は、第2条において、「いじめ」を「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該

行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義している。

こうした定義においては、いじめであるかどうかの判断は、暴行や傷害、恐喝などの有無やそれらの程度にではなく、子どもが心身の苦痛を感じているかどうかという一点にかかっている。

(2) いじめ問題の変遷

そもそも生徒指導上の問題としての「いじめ」は古くからあったし、いわゆる「いじめっ子」も存在してきた。だが、1970年代後半、同級生に対する傷害・恐喝・非道な行為の強要といった行為が、校内暴力と混在しつつも新たないじめ問題として注目され始める。

さらに1980年代から1990年代にかけて、いじめが社会問題として本格的にクローズアップされるようになる。その契機になったのが、この時期に起きた「葬式ごっこ」を苦にしての自死事件⁵や、いわゆる「逆さまマット」による傷害致死事件⁶であった。

当時の文部省初等中等教育局は1985年6月の通知「児童生徒のいじめの問題に関する指導の充実について」において「子どもの世界」にあえて手をさしのべるとの基本認識を示した⁷。

近年では、2011年10月に滋賀県大津市立皇子山中学校で起こったいじめ自死事件の経緯を受けて学校および教育行政の隠蔽体質が厳しく問われるようになった。このことから、いじめ問題を学校教育における構造的な問題として捉え直す機運が高まり、法律や条令の整備、いじめの防止にかかる基本方針の策定、対策委員会の設置といっ

た教育制度的対応が図られるようになった。

(3) いじめ問題への対応のために

いじめ問題への対応としては、①学級担任は問題を一人で抱えず、情報をオープンにし、授業中や他の教師の前での子どもの様子を確認すること、②加害者生徒からじっくり聞き取りを行うために、叱ることなく常に中立の立場をとって一定の信頼関係を築いたのち、学校だけでなく家庭での様子も考慮に入れて原因を探すこと、③併せて教育相談等の専門家・機関の協力も仰ぐこと、④被害者は追い詰められていることが多いので十分な配慮と目配りをし、保護者とともに支えること、④管理職と相談し、合同授業や他の教師の授業への参加、学級替えなどの配慮を考えること、⑤日頃の学級経営の在り方を十分に振り返ること、などが大切である⁸。

3. 不登校問題

(1) 不登校の定義と現在

現在、文部科学省は「不登校」を「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的理由によるものを除く)」と定義している⁹。1966年の学校基本調査において今日の不登校に連なる「学校ぎらい」という理由別のカテゴリを含む長期欠席者の統計が登場して以来、「不登校」の定義自体も、それへの対応の仕方についての見解も、社会の側のまなざしも、大きく変遷して現在

に至っている。

(2) 不登校の起源と変遷

戦後、長期欠席者（年間 50 日以上）の問題は何よりも敗戦後の社会的混乱や貧困の問題と分かちがたいものとして理解されていた。従って、就学の援助や督促といった制度的対応が図られ、1952 年から 1958 年まで実施された公立小学校・中学校長期欠席児童生徒調査、および 1959 年以降の学校基本調査の統計を見る限りでは、1950 年代から 1960 年代前半にかけて、長期欠席者の数は急速に減少していった。

高度経済成長期に入り、1950 年代半ば以降、経済的理由による長期欠席者の問題が後退する代わりに注目を集めたのが米国のジョンソン (Johnson, A. M) らによって命名された「学校恐怖症」(School phobia) であった。今日において不登校と呼ばれる現象を、精神疾患の一種と見なす立場である。

だが、文部省が 1997 年にまとめた『生徒指導資料』第 22 集によると、昭和 30 年代後半から昭和 40 年代にかけて、不安や恐怖という面だけから子どもが登校しない現象を説明することはできないという考え方方が大勢となり、「登校拒否」という言葉が使われるようになったとされる¹⁰。

さらに、その後、「登校拒否」では、「学校に行かなければならぬと分かっていても行けない」という状態を含めることができないという問題点が指摘され、「不登校」が用いられるようになった。ただし、この概念にも、病気や経済的な理由による長期欠席者が含まれてしまうことになるという弱点があり、このことを踏まえて先にみた文部

省による不登校の定義が 1998 年に登場することとなった。

(3) 不登校への対応のために

中学校を例にとると、学校基本調査において 1979 年頃から不登校が増加し始め、2001 年にピークを迎える。その後は、増減はあるものの高止まりが続いている。文部科学省は、1992 年 3 月に提出された学校不適応対策調査研究協力者会議の報告「登校拒否（不登校）問題について」において「登校拒否」が特定の性格傾向をもつ子どもに限らず、どの子どもにも起こりうるという見解が表明されたことを受け、不登校をより広範で多様な文脈のなかで把握しようとする方針へと教育政策の転換を図ってきた。

1992 年 9 月には「登校拒否問題への対応について」を通知し¹¹、適応指導教室や民間施設などの関係諸機関との連携について言及した。また、2003 年 5 月の通知「不登校への対応の在り方について」では「働きかけることや関わりを持つことの重要性」を挙げて見守ることと「ただ待つ」ことを混同しないよう戒めている¹²。

さらに、2016 年 9 月の通知では「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること」や、「児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること」といった支援における新たな視点が提起されたことは注目される¹³。

上述の通知に見られる「不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的意味を持つ」との文言は、「個々の不登校児童生徒の休養の必要性」を踏まえた「必要な情報の提供、助言その他の支援」を定めた教育機会確保法（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律）第13条とも照応している。

両者に共通する「不登校」を「休養」と捉えることの意義は、「ゆっくり休んでいいよ、その間、きちんと学習もできるようとするよ」といったケアの必要性を提起したものと読み取れる。また、同通知では不登校を「問題行動」として判断してはならないとも述べられている。

不登校への対応のなかで「児童生徒の自立を促し、学校生活の適応を図る」よう求められているが、「学校復帰という結果だけを求める」姿勢が最も重要である。

〔註〕

- 1) 「いわゆる「学級崩壊」について～『学級経営の充実に関する調査研究』(最終報告)の概要～(平成12年3月)」(https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpad20001/hpad20001_2_043.html、2019年12月27日最終閲覧) 参照。
- 2) 文部省初等中等教育局長通達「学校における暴力事件の根絶について」(1957年7月16日) 参照。
- 3) 1983年2月15日、東京都町田市立忠生中学校において教師による生徒に対する傷害事件が発生している。
- 4) 文部科学省初等中等教育局児童生徒課『平成30年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

結果について』(<https://www.mext.go.jp/content/1410392.pdf>、2019年12月27日最終閲覧) 参照。

- 5) 1986年2月に東京都中野区立中野富士見中学校2年生だった男子生徒が自死した事件を念頭に置いている。
- 6) 1993年1月に山形県新庄市立明倫中学校で発生した事件を指す。
- 7) 文部省初等中等教育局「児童生徒のいじめの問題に関する指導の充実について(通知)」(1985年6月29日) 参照。
- 8) これらの諸点については、小泉令三編著『よくわかる生徒指導・キャリア教育』(ミネルヴァ書房、2010年) 参照。
- 9) 現在の不登校の定義については、国立教育政策研究所生徒指導研究センター編『生徒指導資料 第2集 不登校への対応と学校の取組について』(2004年、国立教育政策研究所) 参照。
- 10) 文部省編『生徒指導資料 第22集 登校拒否問題への取組について』文部省、1997年、4頁。以下、本文中の記述については同書を参照。
- 11) 初等中等教育局長「登校拒否問題への対応について(通知)」(1992年9月24日) 参照。
- 12) 初等中等教育局長「不登校への対応の在り方について(通知)」(2003年5月16日) 参照。
- 13) 文部科学省初等中等教育局長「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(2016年9月14日) 参照。